

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対し、新座市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、別表1及び別表3に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしたことは妥当であるが、別表1の公文書3（以下「公文書3」という。）の一部を不開示とした決定については、理由の提示に不備があることを理由に、これを取り消すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和○年○月○日付け新教セ収第238-2号により、実施機関が行った保有個人情報部分開示決定について、その取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求に対し、実施機関が対象公文書として特定した文書は、別表1のとおりであるが、審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のように主張している。

ア 公文書3中の学校の考察の一部については、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、法第78条第1項第7号に該当し、開示しないとしたが、公文書1の中にもあるとおり審査請求人の問い合わせを、「攻撃」と表現していることから、モンスターペアレントやクレーマーとして対応していることは明白であり、そのことを審査請求人も理解していることから、開示することにより事業の適正な遂行に今更、支障があるとは思えず、また、逆に開示しないことにより混乱が生じるものと思料するとし、法第78条第1項第7号に該当しないとして開示すべきである。

イ 次の(ア)から(サ)までの文書が存在するはずだが対象公文書に含まれていなかったもので、再度搜索し開示すること、及び文書が存在しない場合はその理由を明らかにすべきである。

(ア) 令和○年度○、○、○月実施、学校生活アンケート

(イ) 令和○年度及び令和○年度実施、学校生活アンケートを受けての対応

の記録

- (ウ) 令和○年度及び令和○年度、学校いじめ組織会議録
- (エ) 令和○年度実施、学校生活アンケート
- (オ) 教育相談センター副室長非違行為報告書又はそれに準ずる文書
- (カ) 教職員聞き取り報告書
- (キ) 被害生徒保護者意見書
- (ク) 令和○年度及び令和○年度に実施した○○調査
- (ケ) 新座市教育委員会と新座市いじめ重大事態調査委員がやり取りしたメール
- (コ) 教育相談センターの前任担当者のメモ
- (サ) 令和○年度に実施した○○調査の紛失について○○中学校が新座市教育委員会に提出した事故報告書

3 実施機関の説明の要旨

(1) 実施機関の考え方

処分庁が新たに開示するとした部分を除き、本件処分の対象公文書を追加した上で、当該追加した文書のなお不開示とする部分につき、不開示とすること並びに一部の文書については本件処分の対象公文書としないことは妥当であるとする。

(2) 理由

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

ア 不開示部分について

公文書3中の学校の考察を記録した一部については、教育委員会内部での確認事項として事務の手法上記録したもので、その性質から開示すると適正な事務の遂行に支障を生じるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するものとして、不開示とした。

しかしながら、審査請求を受けて再検討を行ったところ、この部分の記録内容については、いじめ対策における情報提供において保護者に説明してきた経緯などから、開示しても、現在調査中のいじめに係る事務事業において支障を生じるおそれがないものであり、また、今後のいじめ対応事務における記録作成等の業務にも特段の支障を生じるおそれはないものであると判断し、別表2に掲げる部分について開示することとした。

なお、学校の考察を記録した部分のうち、審査請求人に関する考察で

はなく、他の個人に関する考察については、開示することにより、学校事務及びいじめの調査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、不開示を維持する。

イ 開示請求の対象となる公文書の不足について

審査請求人が不足すると主張する文書について、次の(ア)から(サ)までのとおり確認の上、別表3のとおり対象公文書を特定し、開示することとした。

(ア) 令和○年度○月から○月までに実施した学校生活アンケート

対象公文書から漏れてしまったため、開示請求の対象に加えた上で、そのうち、令和○年○月に実施した学校生活アンケートを開示する。令和○年○月及び○月に実施した紙媒体のアンケートについては、令和○年度まで保管し、その後廃棄していることから、不開示（不存在）とする。

(イ) 令和○年度及び令和○年度に実施した学校生活アンケートを受けての対応の記録

記録は作成していなかったことから、開示請求の対象公文書としなかったが、審査請求を受けて改めて再検討を行ったところ、記録を作成するケースもあることから、開示請求の対象とする。

ただし、保有個人情報の本人に係る対応記録は、当時作成していなかったことから、当該保有個人情報是不開示（不存在）とする。

(ロ) 令和○年度及び令和○年度の生徒指導部会要項（いじめの防止等の対策のための組織の会議録）

○○中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、生徒指導部会がその役割を兼ねているため、当該組織の会議録は、生徒指導部会要項に記録される。生徒指導部会要項については、令和○年度第○回から第○回までは、当初の開示決定において開示している。令和○年度の生徒指導部会要項については、保有個人情報の本人の記録がなかったことから、開示請求の対象公文書としなかったが、審査請求を受けて改めて再検討を行ったところ、令和○年度の生徒指導部会要項についても、記録をするケースもあることから、開示請求の対象とする。

ただし、令和○年度の生徒指導部会要項に保有個人情報の本人に係る記録はないことから、当該保有個人情報是不開示（不存在）とする。

(エ) 令和○年度に実施した学校生活アンケート

いじめについての記述がないこと及び学校においてもいじめに係る文書として取り扱っていないことから、当該保有個人情報については、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないと判断した。

(オ) 市政に係る要望、苦情等受付整理票（令和○年○月○日対応）

当該文書は、教育委員会職員と保有個人情報の本人の保護者との窓口対応に係る記録であって、保有個人情報の本人のいじめについての記録でないことから、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないと判断した。

(カ) 教職員聞き取り報告書

新座市いじめ重大事態調査委員会では、令和○年○月から順次、調査委員が教職員へ聞き取り調査を行っていたが、開示請求の時点では、各委員が聞き取った内容のメモを保有しているのみで、会議で共有されておらず、組織共用文書として存在していなかったため、開示請求の対象公文書としなかった。

しかしながら、審査請求を受けて改めて再検討を行ったところ、公文書として作成し、保有している場合もあることから、開示請求の対象とする。

ただし、本件のいじめに係る聞き取り報告書は、開示請求のあった時点で公文書として保有していなかったことから、当該保有個人情報は不開示（不存在）とする。

(キ) 被害生徒保護者意見書等

対象公文書から漏れてしまったため、開示請求の対象に加えた上で、開示する。

(ク) 令和○年度及び令和○年度に実施した○○調査

対象公文書から漏れてしまったため、開示請求の対象とする。

ただし、令和○年度に実施した○○調査については、不適切な管理により紛失したことが判明したため、不開示（不存在）とする。

また、令和○年度に実施した○○調査については、本人が当該調査を受けていないことから、不開示（不存在）とする。

(ケ) 新座市教育委員会と新座市いじめ重大事態調査委員がやり取りしたメール

当該メールは新座市教育委員会と新座市いじめ重大事態調査委員との事務連絡に関するものであって、保有個人情報の本人のいじめについての文書でないことから、本件開示請求の対象となる保有個人情報

には含まないと判断した。

(コ) 教育相談センターの前任担当者のメモ

当初、新座市いじめ重大事態調査委員会においては、教育相談センター職員が教員等から聞き取った内容を個人で所有するノートに記録して、調査委員に口頭報告を行っていた。既に前任担当者は異動しているが、在任当時から開示請求時に至るまで、共用のキャビネット等に保管していた事実はなく、そのようなノートの保管状況から、組織共用文書とは言えない状況であったことから、当該公文書は存在しないものとして開示請求の対象外と判断した。

(カ) 令和〇年度に実施した〇〇調査の紛失について〇〇中学校が新座市教育委員会に提出した事故報告書

開示請求の時点では、当該公文書は作成していなかった。また、当該文書は、文書紛失に係る事故報告書という性質から、保有個人情報の本人のいじめについての文書でないため、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないと判断した。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件について、以下のとおり、調査審議を行った。

令和〇年〇月〇日 諮問の受理

同日 理由説明書を収受

同年〇月〇日 実施機関の口頭意見陳述、本件対象公文書の見分及び審議

5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象公文書を特定し、開示決定等することの妥当性について

ア 当審査会において、新座市教育委員会と新座市いじめ重大事態調査委員がやり取りしたメールを見分したところ、当該文書には、新座市いじめ重大事態調査委員会に係る事務連絡が記載されており、保有個人情報の本人を識別することができる記述は認められなかった。したがって、本人の保有個人情報には該当せず、また、本人のいじめに関する保有個人情報には該当しないと認められるため、開示請求の対象公文書としなかった実施機関の判断は妥当である。

イ 組織共用文書とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機

関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態の文書をいう。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、組織共用文書には該当しない。

当審査会において、教育相談センターの前任担当者のメモの保管状況を確認したところ、当該メモは、備忘録のようなものであって、担当本人以外の誰も見ていない個人持ちのノートであることが確認された。このような運用を考慮すると、当該メモは組織共用文書とは言えず、開示請求の対象公文書としなかった実施機関の判断は妥当である。

ウ 令和○年度○月から○月までに実施した学校生活アンケートについて、再検討の結果、開示請求の対象に加えた上で、そのうち、令和○年○月に実施した学校生活アンケートを開示することとした実施機関の判断に不合理な点はない。

エ 令和○年度及び令和○年度に実施した学校生活アンケートを受けての対応の記録について、再検討の結果、開示請求の対象に加えた上で、不開示（不存在）とした実施機関の判断に不合理な点はない。

オ 令和○年度及び令和○年度の生徒指導部会要項（いじめの防止等の対策のための組織の会議録）について、再検討の結果、開示請求の対象に加えた上で、令和○年度の生徒指導部会要項について、不開示（不存在）とした実施機関の判断に不合理な点はない。

カ 令和○年度に実施した学校生活アンケートについて、再検討の結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないこととした実施機関の判断に不合理な点はない。

キ 市政に係る要望、苦情等受付整理票（令和○年○月○日対応）について、再検討の結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないこととした実施機関の判断に不合理な点はない。

ク 教職員聞き取り報告書について、再検討の結果、開示請求の対象に加えた上で、不開示（不存在）とした実施機関の判断に不合理な点はない。

ケ 被害生徒保護者意見書等について、再検討の結果、開示請求の対象に加

えた上で、開示することとした実施機関の判断に不合理な点はない。

コ 令和○年度及び令和○年度に実施した○○調査について、再検討の結果、開示請求の対象に加えた上で、不開示（不存在）とした実施機関の判断に不合理な点はない、

サ 令和○年度に実施した○○調査の紛失について○○中学校が新座市教育委員会に提出した事故報告書について、再検討の結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報には含まないこととした実施機関の判断に不合理な点はない。

(2) 公文書 3 中の法第 7 8 条第 1 項第 7 号の不開示情報該当性及び理由付記について

「公文書 3 中の学校の考察」のうち不開示とした決定について、処分庁は、その理由として、法第 7 8 条第 1 項第 7 号に該当するとしている。

保有個人情報の不開示決定に当たっては、行政手続法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 条により理由の提示が求められるところ、その趣旨は、不開示理由の有無についての処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。この点につき、本件不開示決定通知書において提示された理由を見るに、ここでは単に法第 7 8 条第 1 項第 7 号に該当するとの記載において根拠規定が示されているのみである。加えて、同号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とした上で、イからトまでの例示を列挙している点で、広範な不開示理由を包含する規定である。

したがって、上記のような理由の提示制度の趣旨を考慮すれば、同号が規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の存在については、ある程度具体的にこれを示す必要があるところ、如上のように極めて包括的な規定である法第 7 8 条第 1 項第 7 号という根拠規定を示すのみでは、第 7 号が包含するどのような不開示理由に該当するか全く明らかでなく、行政手続法第 8 条が要求する理由の提示としては不十分と言わざるを得ない。

また、このような理由の提示に関する瑕疵は、事後に治癒が可能なものではなく、本件不開示決定の取消原因に該当する。したがって、当審査会

は、当該不開示部分については、上記の理由により原処分を取り消すべきと判断する。

6 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおりに答申する。

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、大沢 修平、大熊 正、川島 鈴子、橋詰 裕

別表1 開示した保有個人情報

	公文書の名称
教育相談センター保管分	
1	令和○年○月○日から同月○日までの記録
2	○月○日(○)○限目 ○年○組 ○○授業の流れ
3	○○へのいじめの案件について(報告)
4	指導改善計画 (1) 教職員に向けた指導計画 (2) いじめ問題の再発防止に向けた改善策(令和○年○月○日○) (3) いじめ問題並びに問題行動の再発防止に向けた改善策(令和○年○月○日○)
5	児童生徒事故について(報告)
6	いじめの重大事態発生に係る調査委員会資料 (1) 次第(第○回から第○回まで及び令和○年度第○回から令和○年度第○回まで) (2) 公表用会議録(第○回から第○回まで及び令和○年度第○回から令和○年度第○回まで) (3) いじめの重大事態発生に係る調査委員会事務局保管用会議録(第○回から第○回まで及び令和○年度第○回から令和○年度第○回まで) (4) 調査資料 ア 関係生徒への聞き取り イ 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明シナリオ ウ ○月○日(○)○限目 ○年○組 ○○授業の流れ(聞き取り調査後)、事件発生時座席・生徒・教員配置及び聞き取り調査

	エ 聞き取り ※○月○日 オ 診断書 カ ○○調査（令和○年○月○日実施） キ 特定個人の学校生活アンケートの結果（令和○年度及び令和○年度） (5) 調査報告書（令和○年○月○日） (6) 調査報告書（令和○年○月○日） (7) 調査報告書（令和○年○月○日） (8) 文書提出のお願い（令和○年○月○日） (9) 委員会へ提出する文書について（回答）（令和○年○月○日） (10) 再照会・追加の資料の提出のお願い（令和○年○月○日） (11) 再照会・追加の資料の提出（令和○年○月○日）
7	新座市教育委員会資料 (1) 新座市教育委員会議案第○号「いじめによる重大事態に係る調査報告について」 (2) ○○中学校で発生したいじめによる重大事態について (3) 臨時教育委員会について（令和○年○月○日） (4) 令和○年第○回新座市教育委員会臨時会会議録
新座市立○○中学校保管分	
8	第○学年教職員回覧資料
9	○○さんへの回答書（○月○日に起こった件について）
10	各学年の空きコマの先生方
11	帰りの会で学年に周知した内容
12	校長室だより No. ○ 令和○年○月○日
13	第○回 企画委員会資料 令和○年○月○日
14	○月○日（○）○-○の動き
15	職員朝会録（令和○年○月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同月○日、○月○日、同月○日）
16	生徒指導部会要項（令和○年第○回から第○回まで）
17	第○学年 ○月○日の流れ
18	教育相談センターに提出した資料（教育相談センター保管分の1から4まで、6(4)ア、6(4)ウ中の聞き取り調査、6(4)オからキまで及び6(8)から(11)まで）

別表2 再検討の結果、開示することとした部分の一覧

公文書の名称	開示する部分	決定時に不開示と判断した理由	再検討した結果、開示とする理由
3 ○○へのいじめの案件について（報告）	6 ページ 1 6 行目	学校の考察の一部については、教育委員会が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号に該当し、開示しないこととしたもの。	いじめ対策における情報提供において保護者に説明してきた経緯などから、開示しても、現在調査中のいじめに係る事務事業において支障を生じるおそれがないものであり、また、調査が進み、保護者に対して様々な情報を提供していく中で、提供すべき情報であるものとして見直しを図ったことから、今後のいじめ対応事務における記録作成等の業務に特段の支障を生じるおそれはないものであると判断したため。
	1 7 ページ3 4 行目及び3 5 行目		
	1 8 ページ6 行目から8 行目まで		

別表3 再検討の結果、対象公文書に新たに加える文書

	公文書の名称	再検討の結果
1	令和○年度○月から○月までに実施した学校生活アンケート	令和○年○月及び○月に実施した学校生活アンケートは不開示（不存在） 令和○年○月に実施した学校生活アンケートは全部開示
2	令和○年度及び令和○年度に実施した学校生活アンケートを受けての対応の記録	不開示（不存在）

3	令和○年度及び令和○年度の生徒指導部会要項（いじめの防止等の対策のための組織の会議録）	令和○年度の生徒指導部会要項は不開示（不存在） 令和○年度の生徒指導部会要項は開示済み
4	教職員聞き取り報告書	不開示（不存在）
5	被害生徒保護者意見書等 (1) 被害生徒保護者意見書（令和○年○月○日付け） (2) 被害生徒保護者意見書（令和○年○月○日受領） (3) 調査報告書（令和○年○月○日）に保護者が意見を記入したもの (4) 被害生徒及び被害生徒保護者意見・質問書（令和○年○月○日付け） (5) 「被害生徒及び被害生徒保護者意見・質問書」に対する回答書（令和○年○月○日付け） (6) 被害生徒及び被害生徒保護者追加意見・質問書（令和○年○月○日付け）	全部開示
6	令和○年度及び令和○年度に実施した○○調査	不開示（不存在）